

航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-6-5 第5総合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

「撮影罪」が成立しました！ ～航空連合としての10年の悲願が実現！～

機内盗撮・カスハラの根絶に向けて 第10弾

6月16日(金)、参議院本会議で「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案」、いわゆる「**撮影罪**」法案が**全会一致で可決**されました。

航空連合では、2012年に飛行中の機内にて発生した盗撮事件（被疑者は処分保留で釈放）以来、都道府県条例においてのみ取り締まりが可能な現行法令では不足があるとして、全国一律で対応可能な「撮影罪」の制定や罰則強化を求めてきました。今回の法制化はこの間の取り組みが結実したものです。

今後、同法は公布を経て、**今年7月にも施行**するとされています。盗撮行為を未然に防止するためには、**空港内や機内を中心に旅客に適切に周知をおこなうこと**や、**航空会社において法律の内容が正確に理解**

され、従業員が毅然と対処できるよう事案が発生した場合の対応手順を確立し、訓練体系に反映されることが必要です。

航空連合は引き続き、法律の実効性を高めるための取り組みを継続していきます。



「撮影罪」関連法案が参議院本会議で全会一致で可決されたときのもよう